



小諸市ほか 4 市町村に対するマツタケの出荷制限を解除しました

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき、出荷制限の指示をされていた小諸市ほか 4 市町村のマツタケについて、放射性物質に関して安全が確認されたことから、県は原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）に対して解除申請を行い、本日付で、同本部長から出荷制限の指示を解除する旨の通知がありました。

これを受けて、県では、本日、当該 5 市町村に対し、出荷制限を解除するとともに、県からの採取、出荷及び摂取の自粛要請を取り消しました。

1 出荷制限された品目

マツタケ

2 出荷制限を解除された市町村

小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村

3 出荷制限の解除日

平成 27 年 11 月 20 日

4 マツタケ以外の野生きのこ類の対応

(1) マツタケを除く野生きのこ類については、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく出荷制限と、県からの採取、出荷及び摂取の自粛要請は継続されています。

(2) 今後も、マツタケを除く野生きのこ類について、県民の皆様安心していただけるよう、野生きのこの発生状況を見ながら、佐久地域を重点に、県下でモニタリング調査を継続してまいります。

○ これまでの特用林産物の検査結果は、以下の県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/shinshunoki/index.html>

○ 関連資料については、以下の県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/hoshase/kennaisankinoko.html>

○ 山菜・きのこ類の生産に関するご相談は、別紙の相談窓口で受け付けます。

○ 本プレスリリースに関するお問い合わせは、信州の木活用課で受け付けます。

◆◇「オール信州」宣言 ◇◆

私たちは「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の実現に取り組んでいます。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

林務部信州の木活用課 経営普及係
(課長)市村敏文 (担当)三石和久 市原満
電話：026-235-7267 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3236
FAX：026-235-7364
E-mail ringyo@pref.nagano.lg.jp



【別紙】

○ 山菜、きのこ類の生産等に関する相談窓口

【平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで】

| 相談窓口 | 電話番号 |
|--------------|-------------------------|
| 林務部 信州の木振興課 | 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 6 7 |
| 佐久地方事務所 林務課 | 0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 5 4 |
| 上小地方事務所 林務課 | 0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 3 8 |
| 諏訪地方事務所 林務課 | 0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 2 0 |
| 上伊那地方事務所 林務課 | 0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 2 5 |
| 下伊那地方事務所 林務課 | 0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 2 5 |
| 木曾地方事務所 林務課 | 0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 2 5 |
| 松本地方事務所 林務課 | 0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 2 8 |
| 北安曇地方事務所 林務課 | 0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 2 2 |
| 長野地方事務所 林務課 | 0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 2 3 |
| 北信地方事務所 林務課 | 0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 1 6 |